

埼玉県婦人相談センター会計年度任用職員（調理員）

募 集 要 領

埼玉県では、次のとおり埼玉県婦人相談センター（令和6年4月から男女共同参画推進センター支所）に勤務する会計年度任用職員（調理員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

- (1) 募集職種
調理員
- (2) 募集人員
1名
- (3) 勤務場所
埼玉県男女共同参画推進センター支所（さいたま市内）
- (4) 職務内容
調理業務
- (5) 任期
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

2 応募資格等

次の欠格条項（地方公務員法第16条の規定の一部）いずれにも該当せず、調理師資格を有し、かつ、給食業務に従事した経験がある方を優先的に採用します。（年齢は問いません）。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力を破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

- (1) 勤務日
週4日（土曜・日曜・祝日勤務あり。）・週23時間15分
 - (2) 勤務時間（シフト例）
 - ア 1日5時間45分
 - ① 6：15～12：00
 - ② 13：15～18：45
 - イ 1日6時間
 - ① 6：30～14：15（休憩時間60分を除く）
 - ② 11：00～18：45（休憩時間60分を除く）
- ア、イのローテーション。（変則シフト制勤務です。勤務日、勤務シフトにつ

いては4週間ごとに所属長が指定します。)

(3) 報酬

月額 119,300円~141,500円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

※報酬額は、令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬額が改定となることがあります。

(4) 諸手当

県の規定により支給

(5) 交通費

実費相当分を支給(県の規定による)

※通勤距離の片道が2km未満の場合には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※加入条件を満たす場合に限りです。

(7) 休暇：年次休暇・夏季休暇(6月から9月の期間内)ほか(県の規定による)

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

4 選考方法

(1) 1次審査：提出書類による書類審査

(2) 2次審査：1次審査の合格者を対象に面接

※面接日時等は追って連絡します。

(3) 結果は、面接終了後1週間以内に発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書(様式第1号)、身上書(様式第2号)

※1次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2) 職務経歴書(様式任意、パソコンでの作成可)

(3) 調理師の資格がある場合はその写し

(4) 結果通知・履歴書等返却用封筒

結果通知及び履歴書等返却用として、定形郵便物で送付できる封筒に414円分(簡易書留料金320円、通常郵便料金94円)の切手を貼り、あらかじめ、郵送先となる自分の郵便番号・住所・氏名を記入してください。

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を「7 応募・問い合わせ先」まで郵送してください。

封筒の表に、「会計年度任用職員(調理員)採用選考申込書在中」と朱書してください。

(2) 提出は、郵送又は持参となります。(電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。)

- (3) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません
- (4) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。
- (5) 受付期間
令和6年1月29日（月）～令和6年2月16日（金）（必着）

7 応募・問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-2925

FAX 048-830-4755